

議案第 4 8 号

清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

清水町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年清水町条例第 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（8）広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提
出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。